3　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画における特定ひっ迫区域の高度特定基地局の数を千で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

4　特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること。

(一)　電気通信設備の設計、工事、維持及び運用を行う場合にデータの誤入力又は誤設定その他の誤りが容易に生じないための対策

(二)　通信量又は制御信号の増加を考慮した設備量を確保するための対策

(三)　ソフトウェアの欠陥による障害への対策

5　既存事業者等以外の多数の者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。

6　負担可能額（当該負担可能額に十億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、一・七GHz帯全国バンド特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画の認定においては二、一一〇億円、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画の認定においては六二〇億円を超える額があるときは、それぞれその超える額を控除した額とする。）がより大きいこと。

7　第二章第三項、第三章第三項及び第四章第三項に定める終了促進措置に関する事項について、一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては一・七GHz帯対象免許人並びに三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては三・四GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策並びに迅速かつ円滑な実施を図るための具体的な体制の整備及び具体的な方策に関する計画がより充実していること。

8　一・七GHz帯全国バンド特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては、携帯無線通信を利用することが困難な地域において、一・七GHz帯全国バンド又は一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするための具体的な計画がより充実していること。

9　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画における次に掲げる無線局による全国の区域の人口カバー率、一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日の計画における次に掲げる無線局による総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域を合わせた区域の人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

(一)　申請者の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局

(二)　申請者の指定済周波数を使用する基地局（設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項又は同規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局（屋内等に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもののうち、次の(1)から(4)までに掲げるチャネル間隔（キャリアアグリゲーション技術を利用する場合にあっては、合計したチャネル間隔）に応じ、一の陸上移動局への送信においてそれぞれ当該(1)から(4)までに定める空中線を使用するもの（次の(4)に定める一の空中線を使用する場合以外の場合にあっては、空間分割多重方式を用いるものに限る。）に限る。）

(1)　五MHz　八以上の空中線

(2)　一〇MHz　四以上の空中線

(3)　一五MHz以上二五MHz以下　二以上の空中線

(4)　三〇MHz以上　一以上の空中線

10　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、認定日から起算して二年を経過した日の属する年度の末日の計画において、携帯無線通信を利用することが困難な地域のうち、三・四GHz帯全国バンド又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域（携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの居住区域の全部において、当該特定基地局又は当該基地局若しくは陸上移動中継局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域に限る。）内に居住する者の数の合計を百で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

二　一・七GHz帯全国バンド特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画において、面積カバー率（全国の区域におけるメッシュ（陸上に係るものであって、第五章第五項第一号又は第二号により審査する周波数の範囲を使用する特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、全国の区域におけるメッシュ（陸上に係るものに限る。）の総数で除した値）を百分の一で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

○総務省告示第三十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成三十年総務省告示第三十四号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

総務大臣　野田　聖子

一　申請期間

平成三十年一月二十六日（金）八時三十分から同年二月二十六日（月）十七時十五分までの間

二　申請の提出先

総務大臣又は総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長

三　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　電話〇三（五二五三）五八九三

四　申請要領

開設計画の認定を受けようとする者が認定の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。